

令和5年8月28日

神戸市長 久元喜造様

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

神戸市内部統制評価報告書の審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、同条第4項に規定する令和4年度神戸市内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の着眼点	1
第 4	審査の実施内容	1
第 5	審査の期間	1
第 6	審査の結果	1
第 7	審査の結果の詳細	2

令和4年度神戸市内部統制評価報告書審査意見

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、同条第4項に規定する令和4年度神戸市内部統制評価報告書の審査について、神戸市監査基準第7条第1項第4号の規定により行ったので、次のとおり意見を提出する。

第1 審査の種類

- 1 審査の名称 令和4年度神戸市内部統制評価報告書審査
- 2 根拠法令 地方自治法第150条第5項

第2 審査の対象

令和4年度神戸市内部統制評価報告書及び附属資料（以下「報告書」という。）
（内部統制対象事務：「財務に関する事務」及び「文書管理に関する事務」）

第3 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、神戸市長が作成した報告書について、神戸市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点として審査をするものである。審査にあたっては、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、特に意を用いるものとする。

第4 審査の実施内容

報告書について、神戸市長及び内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省通知。以下「ガイドライン」という。）」に準拠するとともに、神戸市監査基準及び監査委員が行うこととされている監査等において得られた知見に基づき審査を行った。

第5 審査の期間

令和5年6月2日～8月28日

第6 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

引き続き、報告書の附属資料（36～38ページ）「IV 内部統制の進捗等」に記載されている各項目について、適切な取組と進捗管理を行うとともに、市全体における内部統制制度のさらなる浸透のためにも、職員一人ひとりの意識の向上を図られたい。

第7 審査の結果の詳細

1 評価手続に係る記載について

内部統制の不備が適時に把握され、早期に是正又は改善が行われることで行政執行の信頼に寄与することを目的として、ガイドラインの趣旨に基づき報告書に示された内部統制の評価手続に基づき、

- ① 内部統制の評価範囲に含まれるべき内部統制評価対象事務について網羅的に評価されているか、
- ② 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、
- ③ 評価が形骸化せず実効性を伴っているか、など、

長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかという観点から、評価手続に係る記載について審査を行った。

(1) 全庁的な内部統制の評価手続について

ガイドラインに示された全庁的な内部統制の評価項目が、報告書に漏れなく記載され、全項目について評価を実施しているかを確認したところ、全項目において漏れなく記載され、全項目において評価が実施されていた。また、報告書の附属資料（36～38 ページ）「IV 内部統制の進捗等」に記載のとおり、前年度までの審査意見を踏まえた取組の進捗についても確認できたことから、評価手続に係る記載は相当であると認められる。

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続について

評価部局における内部統制の評価手続が、ガイドラインの趣旨に基づき報告書に示された評価手続に沿って適切に実施されたかどうかを確認したところ、適切に実施されていた。また、報告書の附属資料（36～38 ページ）「IV 内部統制の進捗等」に記載のとおり、前年度の審査意見を踏まえた取組の進捗についても確認できたことから、評価手続に係る記載はおおむね相当であると認められるが、次の意見について留意されたい。

○ 意見

ア リスク評価シートの有効活用について

現状の内部統制のリスクの独立的評価としては、リスク評価シートにおける影響度3以上の不備を中心に実施しているが、影響度1及び2の不備の中にも、複数の所属で同様の不備が多数発生している状況などが考えられ、そのような状況を放置すれば、重大な不備が発生する懸念がある。

リスク評価シートの有効活用により、重大な不備の発生の予防に向けた取組を進めるとともに、把握された不備の発生原因や有効な対応策の全庁での共有に努められたい。

なお、作業負担を過度に増やさないと観点から、サンプリング調査による分析から始めることも検討されたい。

2 評価結果に係る記載について

市長が評価の過程において把握した不備について、①重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、また、②是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたかといった観点から、審査を実施した。

(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

全庁的な内部統制の各評価項目それぞれに対応する内部統制の整備状況についての評価結果は、「概ね有効に整備・運用されていると判断できる」とされており、各評価項目において整備上及び運用上の不備が存在するとの記載はなかった。

「全庁的な内部統制に関する新たな取組」として、内部統制の4つの目的を見据えて6つの基本的構成要素^(注)ごとに取組が記載されており、評価結果に係る記載は相当であると認められる。

(注) 内部統制の4つの目的と6つの基本的構成要素

内部統制の4つの目的とは、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全である。

また、4つの基本的構成要素とは、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング(監視活動)、⑥ICT(情報通信技術)への対応であり、これらの構成要素が、経営管理の仕組みに組み込まれて一体となって機能することで、4つの目的が達成される。

(2) 業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

評価部局から提出されたリスク評価シートの内容を踏まえ、当年度においてリスクが高いと判断された事務、監査等において把握されたリスク等への対応、最終的に長が把握した内部統制の不備、及び重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて確認した。また、長がリスク評価シートにより把握した不備について、監査委員において、不備が網羅的に把握されているか、また、その評価結果が適切かどうかの検討を行った。

特に、影響度3以上については、本市及び市民に大きな損失を生じさせかねないものもあることから、①不備を組織が認識した後、早期に不備が改善され影響を最小限に抑えていること、②再発防止に向けて組織的にソフト・ハードの対策がなされていることといった観点から、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。

その結果、不備の認識は適正になされ、不備に関する改善策は適切に対応策が講じられるとともに、報告書に具体的に記載された影響度3以上の事案については、当該事案に重大な不備に該当するものはなく、評価結果に係る記載は、おおむね相当であると認められるが、次の意見について留意されたい。

○ 意見

ア 個人情報管理のさらなる強化について

個人情報の取扱いについては、情報セキュリティポリシーをはじめとしたルールを整備など、ハード面・ソフト面における対策を強化し、また継続的に取り組むことにより、令和4年度の内部統制評価では、個人情報にかかる不備事案が減少したことは評価できる。

しかしながら、令和4年度においても、業務上のチェックの不備など、いわゆるヒューマンエラーによる不備事案が複数発生している。

これへの対応としては、報告書にあるように、組織として十分に検討し、手順や手法の見直しなど、不備発生の原因の解消につながる取組が絶えず行われる必要があることはもちろんであるが、加えて、風通しの良い職場風土の形成を前提に、個人情報の管理意識の徹底を、繰り返し、粘り強

く働きかけることも重要である。

特に、全庁的に行政サービスのDXが推進されているが、全国でマイナンバーカードを巡るトラブルが生じている状況を踏まえると、行政として市民にわかりやすく丁寧に説明することの重要性も増している。

市民がいたずらに不安を抱くことのないよう説明責任を果たすとともに、DXの推進による個人情報管理の仕組みづくりや既存の研修メニューの強化・工夫等により、組織全体としての個人情報管理のさらなる強化に取り組まれない。